

第9期 南部箕蚊屋広域連合 介護保険事業計画

ダイジェスト版



目 次

1	計画策定にあたって	1
2	施策の体系	2
3	施策の重点的な取り組み	3
4	高齢者の状況	5
5	介護保険事業費の見込みと介護保険料	6



〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1 (南部町役場法勝寺庁舎内)
電話: 0859-39-6222 ファックス: 0859-39-6223 ホームページ: <http://www.nan-mino.jp/>

- | | | |
|-------------|------------------------|-----------------|
| ■ 南部町健康福祉課 | 鳥取県西伯郡南部町倭 482 | 電話 0859-66-5524 |
| ■ 伯耆町健康対策課 | 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37-3 | 電話 0859-68-5535 |
| ■ 日吉津村福祉保健課 | 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15 | 電話 0859-27-5952 |

1 計画策定にあたって

● 計画策定の趣旨

介護保険制度は創設から20年以上が経過し、介護が必要な高齢者の生活を支えるしくみとして定着しています。

介護保険制度では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えて、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってきました。令和7年が近づくなかで、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、中長期的な視点で高齢者のニーズに応じた介護サービス基盤の整備が重要となります。

本広域連合では前計画に引き続き、構成町村と協力して地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、基本目標の達成に向けて取り組むものとして介護保険事業計画を策定します。

● 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

● 計画の基本的な考え方

本計画の実施にあたっては次の基本目標と4つの基本方針を掲げ、構成町村と協力して施策の推進を図ります。

基本目標

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して
自分らしく生活できる地域づくり

① 地域包括ケアシステムの深化

地域共生社会の実現を目指して、構成町村が主体性をもって、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

② 介護予防と健康づくりの推進

高齢者の社会参加や健康づくりに向けた環境整備を進めるとともに、生活機能の低下が疑われる高齢者の早期把握と、状態に応じた介護予防サービスの提供を行い、介護予防と健康づくりを推進します。

③ 認知症施策の推進

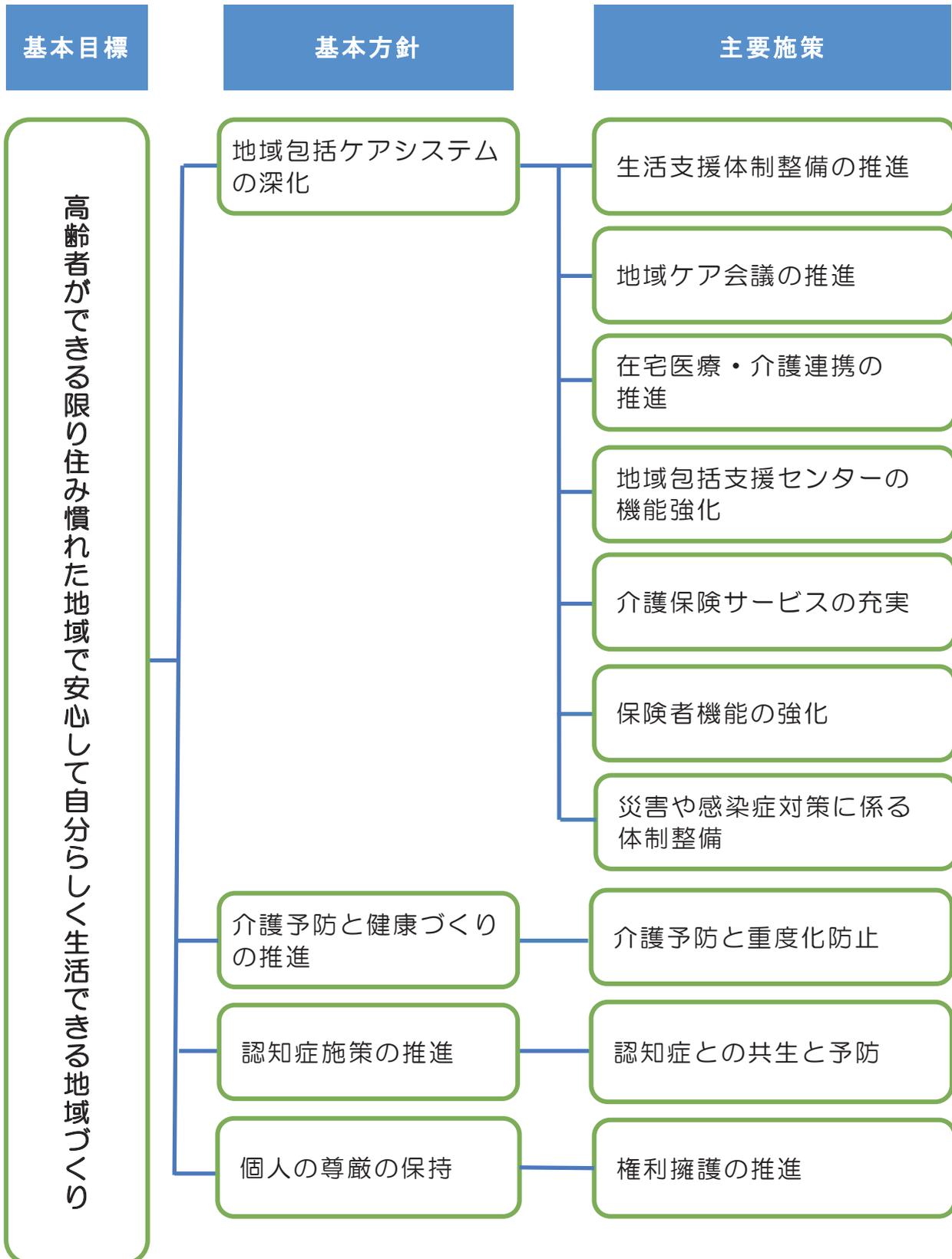
認知症に対するケア体制を構築するとともに、認知症の人や家族の視点を重視しながら、地域における認知症への理解と啓発を進めるなど、認知症の人や家族への支援を図ります。

④ 個人の尊厳の保持

高齢者が介護を必要とする状態になっても、尊厳を保って生活でき、その意思が最大限尊重されることが大切です。高齢者が有する能力に応じた日常生活を営めるよう支援します。

2 施策の体系

基本目標の達成に向けて、次の体系により各施策を展開していきます。



3 施策の重点的な取り組み

第9期計画では次の施策に重点的に取り組みます。

● 生活支援体制整備の推進

生活支援体制整備は、引き続き事業実施を構成町村に委託して取り組みます。

高齢者やその家族が安心して日常生活を営むことができるよう、住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。構成町村間の連携や情報共有を図るとともに、広域連合全体としての課題抽出や資源開発を目的とした協議体の連絡会を定期的を開催します。

● 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めるための地域ケア会議の積極的な活用を図るため、居宅介護支援事業所等との目的や考え方等の共有に取り組み、地域ケア会議を通じて構成町村ごとに把握した地域課題について、広域連合に共通する課題の協議・検討の場を開催します。

また、介護支援専門員は介護サービスのマネジメントという重要な役割を担う専門職であり、その資質の向上が重要な課題となっています。このため、介護支援専門員を対象とした研修会の開催や、ケアマネジメントを支援する会議の開催を通して、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

● 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自分らしい生活を続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて取り組みます。構成町村ごとに地域内の状況が異なるため、課題の把握、個別の課題に対する対応策の検討、事業実施及び評価については構成町村の方針により実施します。

● 地域包括支援センターの機能強化

地域共生社会の実現に向けて地域包括支援センターの役割はますます重要となっています。

地域包括支援センターでは、総合相談支援業務として、各種相談・支援を行っていますが、高齢者のみならず、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う支援体制、職員体制について構成町村と連携し強化を図ります。

● 介護予防と重度化防止

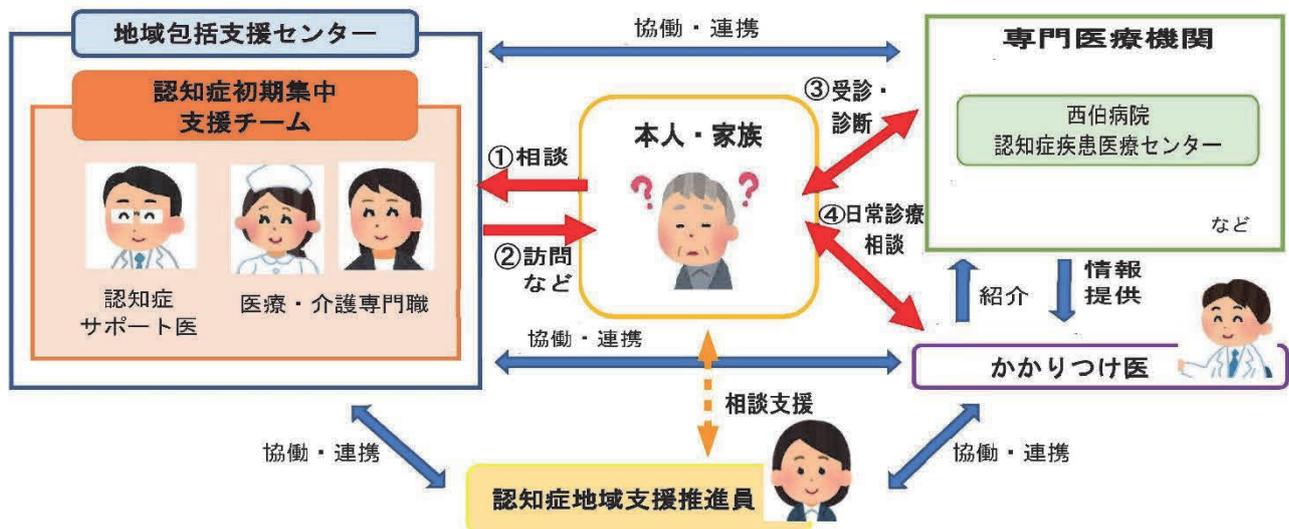
身近な地域で継続的に介護予防や健康づくりに取り組むことができるように、引き続き構成町村に委託して一般介護予防事業や保健福祉事業を実施します。また、介護予防の効果を高めるため、リハビリテーション専門職と連携して介護予防事業に取り組みます。

● 認知症との共生と予防

国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す「共生」と「予防」の施策を推進します。認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の正しい知識の普及と理解を深めるとともに、早期から状態に応じて適切な医療や介護サービスなどが提供できる支援体制の充実を図ります。

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を構成町村ごとに設置し、早期診断・早期対応に向けて支援していきます。また、認知症地域支援推進員を配置し、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るとともに、認知症の人やその家族に対する相談・支援の輪を広げていきます。

認知症総合支援事業のイメージ図



◆ 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人やその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

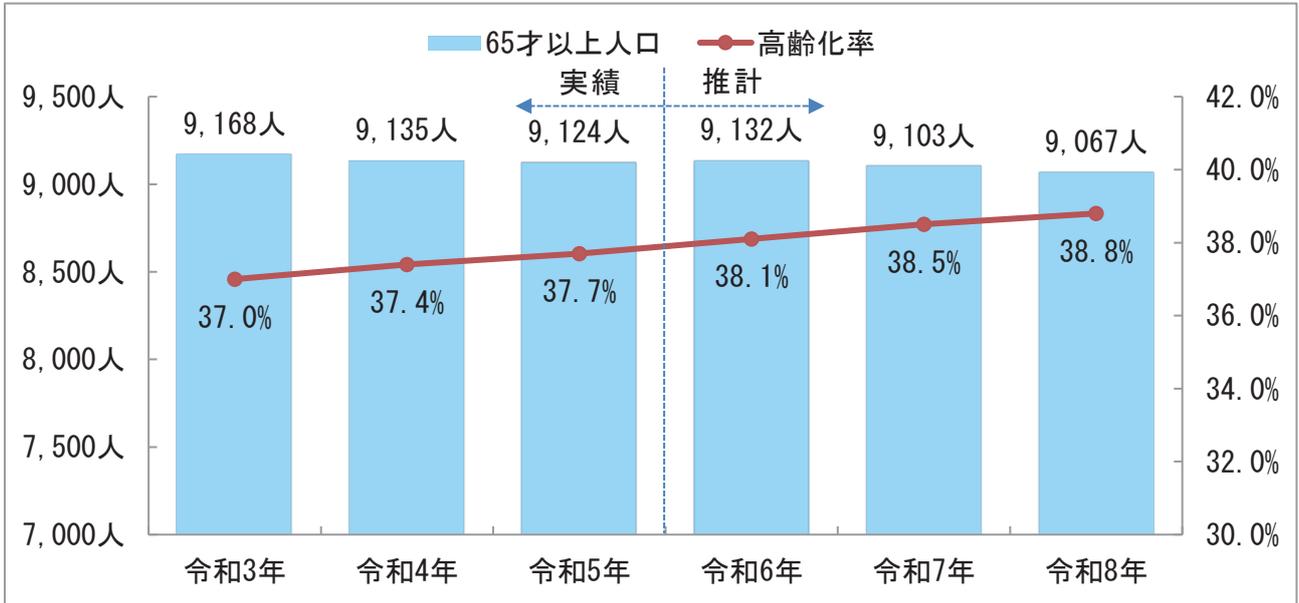
◆ 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

4 高齢者の状況

● 高齢者人口等の現状と推計

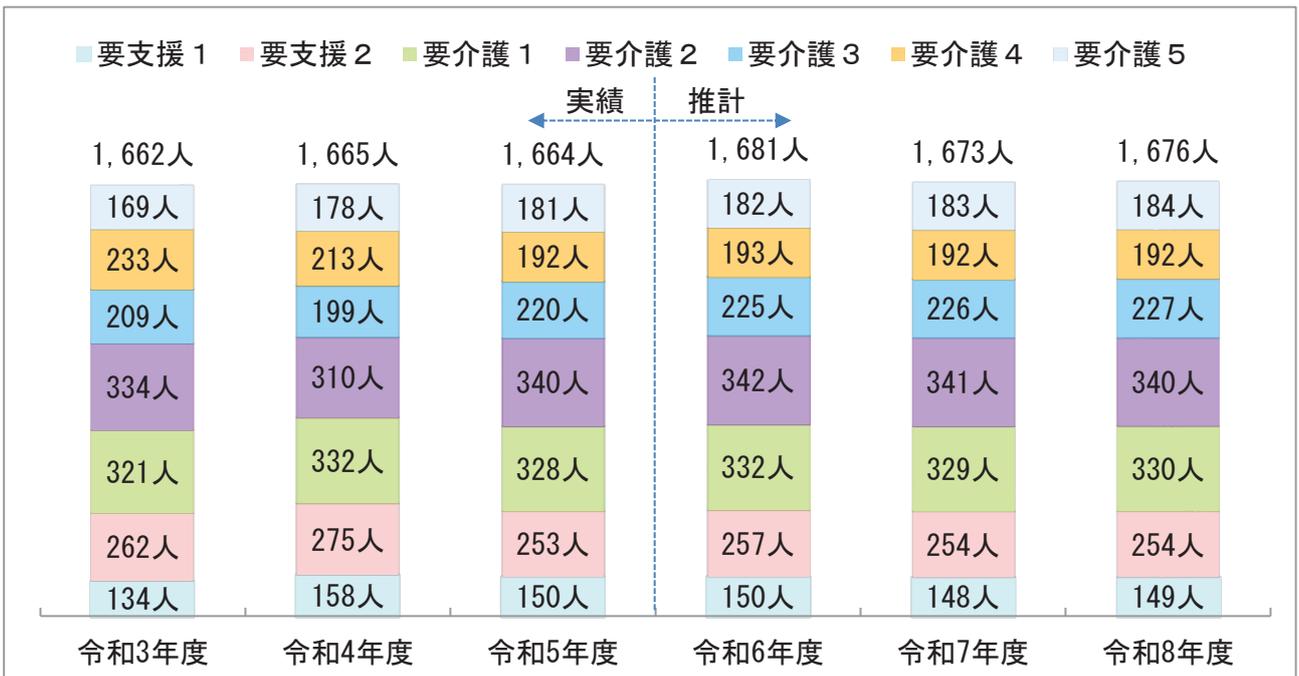
65歳以上の高齢者人口は、令和6年をピークに徐々に減少すると見込んでいます。令和8年には9,067人、高齢化率は38.8%になる見込みです。



(各年9月30日現在)

● 要介護認定者の現状と推計

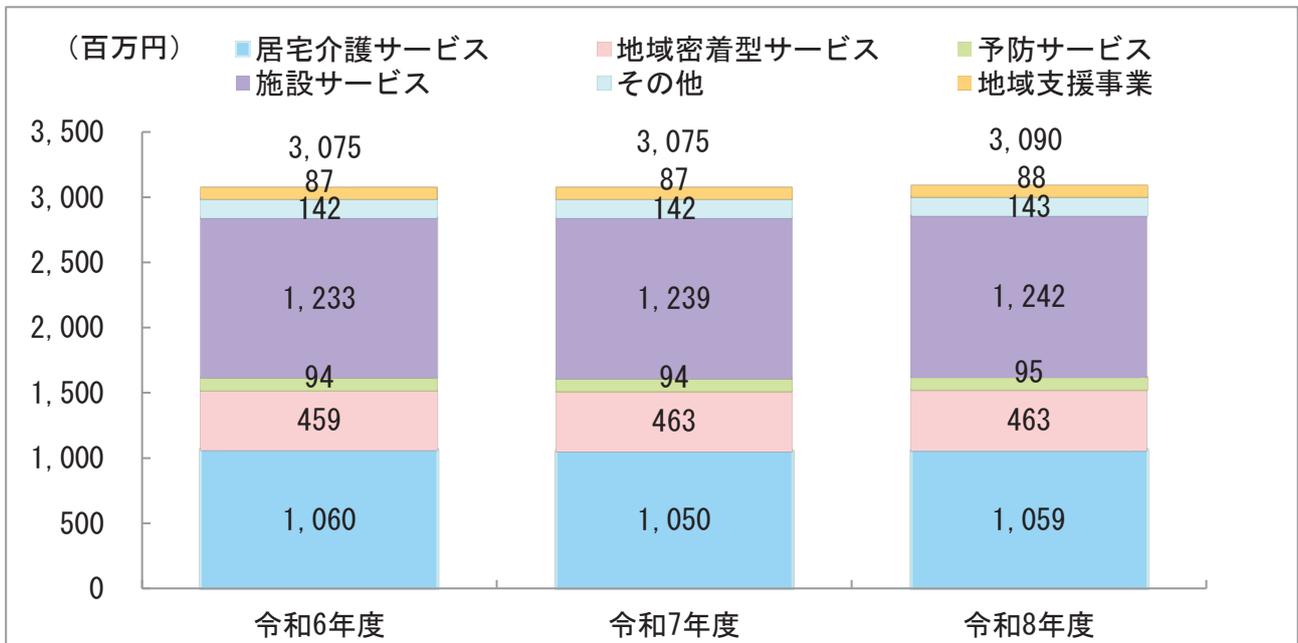
要介護（要支援）認定者数は、年々増減していましたが、介護認定率の高い後期高齢者数が増加することに伴い、令和8年度で1,676人になると見込みました。



5 介護保険事業費の見込みと介護保険料

● 介護保険事業費の見込み

介護保険の事業費は、本計画期間（令和6年度～令和8年度）の3年間で、約92億4,000万円と推計しています。



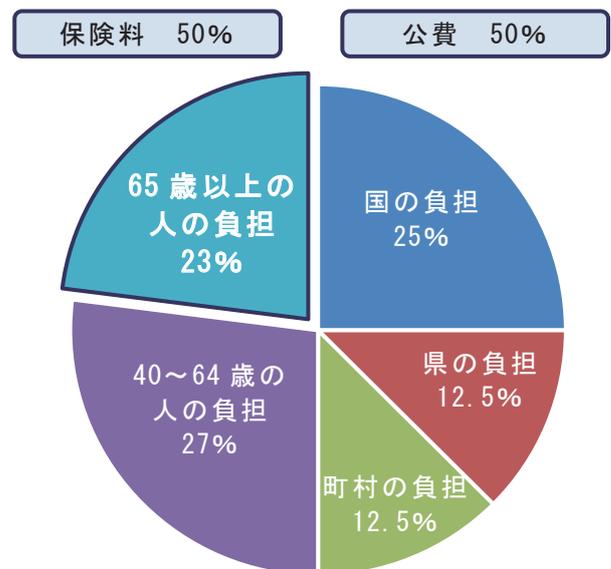
● 65歳以上の人の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料は、令和6年度から令和8年度の3年間の介護保険事業の費用額を基に算出されます。本計画期間の65歳以上の負担割合は23%です。

保険料の設定にあたっては、給付と負担のバランスを図りながら保険料の上昇抑制に努めました。また、第8期計画期間中に積み立てた準備基金を取り崩して651円の上昇抑制を図りました。

低所得者（住民税非課税世帯）については、引き続き公費による保険料軽減を行います。

介護保険の財源構成



第8期（令和3～5年度）
保険料基準額 69,600円
（月額 5,804円）

第9期（令和6～8年度）
保険料基準額 67,500円
（月額 5,630円）

● 所得段階別介護保険料

所得段階区分	対象者	負担割合	介護保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	0.285	19,300円
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下	0.485	32,700円
第3段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が120万円超	0.685	46,200円
第4段階	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	0.9	60,700円
第5段階(基準額)	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円超	1.0	67,500円
第6段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が120万円未満)	1.2	81,000円
第7段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が120万円以上210万円未満)	1.3	87,700円
第8段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が210万円以上320万円未満)	1.5	101,200円
第9段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が320万円以上420万円未満)	1.7	114,700円
第10段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が420万円以上520万円未満)	1.9	128,200円
第11段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が520万円以上620万円未満)	2.1	141,700円
第12段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が620万円以上720万円未満)	2.3	155,200円
第13段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が720万円以上)	2.4	162,000円

※第1段階から第3段階については公費による負担軽減後の保険料額になります。

● 介護保険料の使いみち

65歳以上の人の介護保険料月額基準額 5,630円は、次のとおり使われます。

